

生活のきまり

1 服 装

(1)登下校

標準服を着用する。事情がある場合は学校指定の体操着とする。下校後の再登校の場合も同様とする。
ただし、部活動の再登校は、各部で決められた服装でよい。怪我等により異なった服装をする場合は、事前に担任に申し出て(保護者が生徒手帳に記入するか電話連絡をするなどして)許可を得る。

(2)標準服【令和4年度より、夏服・冬服の衣替えの時期は設けていません。】

<Aタイプ>

冬服 上 着…紺地のブレザー(2つボタン、ボタンは校章入り)
ズボン…グレー系チェック柄(ノータック、シングル裾)
シャツ…白のワイシャツ(ボタンダウン、開襟等は不可)。
※インナーを着用する。
ネクタイ…指定のネクタイ(ブルー系、フック式)
夏服 上 着…指定の白地のポロシャツ(学校マークのワンポイント、胸ポケットなし)
※インナーを着用する。
ズボン…グレー系チェック柄(ノータック、シングル裾)

<Bタイプ>

冬服 上 着…襟に紺と白の2本線が入ったセーラー型ブレザー
(3つボタン、ボタンは校章入り、上着は脱着可能)
シャツ…白のワイシャツ(ボタンダウン、開襟シャツは不可)
※インナーを着用する。
スカート…紺地にブルーのチェック柄
リボン…指定のリボン(ブルー系、フック式)
夏服 上 着…指定の白地のポロシャツ(学校マークのワンポイント、胸ポケットなし)
※インナーを着用する。
スカート…紺地にブルーのチェック柄

<共通>

靴…運動に適した紐付きの運動靴(体育で使用するので安全性、機能性に配慮してください)
バッグ…学校指定のバッグを使用する。
上履き…学年色の指定の上履きを使用する。
靴下・防寒具…靴下・防寒具についての制限は設けない。
※登下校時等に気温が高いときは、熱中症予防のためブレザーを脱いでもよい。

2 服装に関する身だしなみ

(1)体育着

教室内で体育着のまま授業を受けることは、原則として認めない。

(2)通学靴

安全と身だしなみの立場から、かかとをつぶして履かない。ひもをきちんと結ぶ。

(3)上履き

「つま先」と「かかと」に記名する。

(4)ベルト

黒で無地のものとする。極端に細いものや、バックルに目立った装飾のあるもの、高価なものは禁止する。

(5)アクセサリー

ピアスや指輪、ネックレス等のアクセサリー類は身に付けない。

3 頭 髪

(1)脱色・染色、パーマ等は禁止する。

4 校内生活

(1)登校時間

8時から8時25分までに教室に入り着席する。8時25分の時点で生徒の安全確保のため全ての出入口を施錠する。8時25分を過ぎて登校する場合は、バス通り側の出入口から敷地内に入り 1 階主事室前昇降口から校舎内に入る。グリーン通行帯を通して生徒昇降口に行き、上履きに履き替える。その後、職員室で遅刻の報告(遅刻カード記入)を行う。

(2)下 校

日課時程表により下校時間が決まっている。5校時までの授業の時は14時45分、6校時までの授業の時は15時45分とする。放課後用事のない生徒は速やかに下校する(特に居残りをしている友達を待たないようにする)。なお、早退する時はバス停前の門から下校する(下校時間前、正門は施錠されているため)。

職員会議や保護者会等がある場合は一度下校し、再登校して活動する。ただし、会議中に実施される学習会に参加する生徒は、そのまま残ることができる。

最終下校は、3月から10月までは18時30分、11月から2月までは18時とする。

(3)授 業

授業の準備をし、チャイムで着席する。特別教室への移動は休み時間内に完了する。始めと終わりの挨拶をきちんとする。授業中は、迷惑行為や私語をせず、真剣に授業に取り組む。

(4)休み時間

休み時間は、次の授業の準備をする時間とする。トイレは原則、学年のフロアを使用する。昼休みは校庭に出て遊ぶことができる(校庭が使用できるときは校旗が揚げられている)。

無断で他の教室や立ち入りを制限されている区域に入らない。特別教室、非常口、非常階段、4階よりの階段や屋上入口、体育館裏、その他危険な場所には立ち入らないようにする。

教科系の生徒は、次の授業の先生と連絡をとり、必要な教材・教具を揃えるようにする。

(5)挨 拶

校内で先生方や主事さん方、外来の方に会ったら、挨拶または会釈をする。

(6)職員室の出入りについて

入室時は入口で「失礼します」「〇年〇組の〇〇です」赤いラインで「〇〇先生いらっしゃいますか」もしくは、「〇〇先生お願いします」と声をかけて先生を呼び、指示を待つ。また、退出時は「失礼しました」を忘れずに行う。

(7)廊下での過ごし方

多くの生徒が行き来する場所なので、公共マナーを身に付け、事故や怪我のないように過ごす。特にふざけ合いや鬼ごっこ、座り込んで話す等、公共マナーに反することのないようにする。

(8)公共物

学校の施設・設備・用具は大切に使う。「汚さない」「傷つけない」「壊さない」の三原則を守る。

(9)不要物

学校に必要なものは持ってこない。不要物を発見した場合は学校で預かり、指導後に返却する。場

合によっては保護者に来校してもらい、返却する。

(10)昇降口

一般生徒の登校後、生徒昇降口のドアを施錠する。体育授業時は1階主事室前昇降口より出入りする。その際、昇降口廊下のマットの上を通過して移動する。放課後は昇降口が解錠されるので、昇降口から下校する。

(11)貴重品

貴重品(検定料や教材費など)を持ってきた場合、朝のうちに提出、または担任に預ける。

(12)水筒

給水手段として水筒持参を推奨する。中身は水・お茶・スポーツドリンクとする。

5 校外生活

(1)外 出

「どこへ」「だれと」「何をしに」「何時に帰る」の4つのことを必ず保護者に伝えておく。

(2)通学路

登下校時は、決められた通学路を通るようにする。広がって歩く、ふざけながら歩く等、迷惑になるような歩き方をしない。また、途中で不審者に会った場合は、すぐに110番通報をするか、近くの家に助けを求める。暗くなって下校する際は、単独で下校せず友達と一緒に下校する。スクールゾーンであっても車両に気を付ける。

(3)下校時

下校途中での買い食いは禁止する。また、コンビニや路上、広場等で溜まったり遊んだりしない。

(4)外 泊

生徒同士での宿泊は禁止する。保護者またはそれに関わる人と同行する。

(5)単独行動

生徒だけでの登山・キャンプ・海水浴等は禁止する。

(6)自転車

自転車による事故が多発しているので、自転車を整備し、危険な乗り方(スマートフォン等を見ながらの運転・片手運転・傘さし運転・二人乗り・無灯火運転等)をしない。乗車用ヘルメットをかぶるよう努める。(令和5年4月より)

(7)アミューズメント施設(ゲームセンターやカラオケなど)

保護者が同伴しない18時以降の立ち入りは禁止する。

(8)スマートフォン・携帯電話

学校内に持ち込むことは禁止する。持ち込んだ時は学校で預かり、保護者に連絡する。SNSや通話アプリ等によるトラブルを発生させないよう「板橋区中学校共通 携帯・スマートフォン利用上のルール」を遵守し、適切に使用する。※事情があって持ち込む場合は、保護者から担任に申し出る。

(9)他校生徒との関わり

生徒だけで他校に行くことや、他校生徒を呼ぶことは禁止する。

「生活のきまり」につきましては令和5年3月に作成された「板橋区立学校 校則の見直しに関するガイドライン」に基づき、見直しに取り組んで参ります。

板橋区立中学校共通

携帯・スマートフォン利用上のルール

【生徒が守る6つの約束】

- 1 夜10時以降は、携帯電話やスマートフォンなどの電源を切り、保護者に預けます。(パソコン等の電源も切ります。)
- 2 名前やメールアドレス及び個人が特定できる情報(電話番号・写真・動画)は公開しません。
- 3 友人や知人など、他人の個人情報(写真・動画など)を無許可で投稿しません。
- 4 SNS や無料通信アプリ(LINE など)を利用する時は、自分が言われて嫌だと思えることは書き込みません。
- 5 危険(有害)なサイトにはアクセスしません。
- 6 困ったことや心配になることが起こったら、すぐに保護者や先生に相談します。

【保護者が守る5つの約束】

- ① 子どもの携帯電話やスマートフォンの使用状況を確認します。
- ② 約束の時刻になったら子どもの携帯電話・スマートフォンを預かります。
- ③ 子どもを有害サイトから守るためにフィルタリングをつけます。
- ④ 上記の内容を踏まえ、子どもとの約束をつくります。
- ⑤ 携帯電話やスマートフォンを与える時は、使う者の責任を子どもに教えます。誤った使い方をした時は家庭でしっかり指導します。

令和6年3月
板橋区立高島第二中学校
生徒会

たかねっと

(高二中学生徒作成の SNS ルール)

- 1 その一言で相手の人生を狂わせる！相手が嫌がる言動を控えよう。
- 2 本名や住所、写真の背景や制服などの個人情報を守るように十分気をつけよう。
- 3 ささいな盗撮が人を不幸にする。
- 4 日常生活を送る上で道徳的に正しいと考えられる行動を取るように心がける。
- 5 知らない人に個人情報を流さない。
- 6 各個人でルールを決めるように心がける。
- 7 人に迷惑をかける行動はしない。
- 8 信頼できる人を見極めよう。
- 9 勝手に人が作ったものを使うのではなく許可を取ろう。
- 10 不審なサイトを判別するよう心がけ、そのようなサイトへのアクセスを控える。